

応募に関する注意事項 ～公募要領の説明～

2025年2月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

e-mail : shouene@nedo.go.jp

本資料は、応募に関して定めている「公募要領」の内、NEDO公募事務局側で特に重要と考えるものをピックアップしたものです。

応募の際には、本資料に限らず、「公募要領」を必ずご確認ください。

本資料では、「個別課題推進スキーム」と「重点課題推進スキーム」の2部構成としています。

- 「個別課題推進スキーム」：個別・重点課題共通と個別課題のみ
- 「重点課題推進スキーム」：個別課題との相違点のみ

2025年度公募要領の主な変更点



	変更箇所	変更内容
①	1. (5) 対象となる「重要技術」 <添付資料2> 「重要技術」一覧 (7)水素等関連技術等	重要技術の変更 → 変更箇所上：「水素等関連技術等」 → 変更箇所下：（本プログラムの応募対象外のため割愛）
②	1. (6) 【個別】省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術	「特に意義の大きい技術」の追加（今年度から） → 「AI/IoT 等のデジタル化技術の利活用」
③	<添付資料1> （別表1）エネルギー源別発熱量一覧表 （一覧表下1つ目の注釈）※数値に変更無し	根拠となる法律施行規則の更新 → 法律施行規則令和6年4月1日施行令和六年経済産業省令第十四号
④	<添付資料2> 「重要技術」一覧 個別技術の例	個別技術の例の変更 → (5)蓄電池・蓄熱等 (7)（本プログラムの応募対象外のため割愛） ： など
⑤	<添付資料4> 企業種別の定義 （ウ）「中堅企業」としての企業	「中堅企業」定義の更新 → 2,000 人以下かつ資本金の額又は出資の総額が10億円未満の企業
⑥	4. (3) 提出書類 4. (4) ⑩J-Startup加点処理 5. (2) ①採択審査の基準	J-Startup企業が研究開発や事業化において重要な役割を担っている場合に加点（今年度から） → J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業であることに関するエビデンス

公募要領 目次



1. 事業内容及び公募対象
2. 応募要件・実施要件等
3. 省エネルギー効果量算定の事前提出
4. 応募方法
5. 採択先の選定
6. その他重要事項・留意事項
7. 問い合わせ先
8. その他
9. 掲載資料

【別紙】その他重要事項・留意事項

1. 応募にあたっての留意事項
2. 事業運営及び実施に係る各種手続き
3. 法令遵守、研究不正への対応

<添付資料 1>

省エネルギー効果量の算出方法

(別表 1) エネルギー源別発熱量一覧表

<添付資料 2> 「重要技術」一覧

<添付資料 3> 「助成事業」のポイント

<添付資料 4> 企業種別の定義

※ 個別課題推進スキーム、重点課題推進スキーム
固有の要件等については、それぞれ見出しに
【個別】、【重点】を記載し区別します。
記載のない項目は両スキーム共通の内容と
なっております。

公募要領

個別課題推進スキーム

※特筆事項がない限り、重点課題推進スキームと共通

受付期間・問い合わせ先



2025 年度

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の 研究開発・社会実装促進プログラム 公募要領

■省エネルギー効果量の事前提出期間（必須）

NEDO HP 提出：2025 年 2 月 7 日（金）～2025 年 3 月 6 日（木）正午
以下事前提出フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。
https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/shouene2025_zizen

■応募書類受付期間

NEDO HP 提出：2025 年 2 月 7 日（金）～2025 年 3 月 13 日（木）正午
以下ウェブ入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。
<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/shouene2025>

＜お問い合わせ＞

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

＜省エネルギー効果量事前提出期間（必須）＞

HP提出：2/7（金）～ 3/6（木）正午

＜応募書類受付期間＞

HP提出：2/7（金）～ 3/13（木）正午

※本資料に記載している日時は全て日本時間です

＜問い合わせ先＞

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
shouene@nedo.go.jp

(2) 対象となるエネルギー

● エネルギー使用量削減のない技術は対象外

(2) 対象となる「エネルギー」

本事業では、2023年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）に規定する「エネルギー（燃料、熱、電気）」の大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。なお、改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、**本事業ではエネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外とします。**例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③化学品製造の原料として用いる化石資源の削減、④原子力発電などは対象としません。

また、使用の合理化の対象となるものは、「（別表1）エネルギー源別発熱量一覧表」を参照ください。この表に載っていない原油換算での省エネルギー効果量算出が困難な再生可能エネルギー（風力、太陽光発電など）の効率性向上は対象外となります。

改正省エネ法の詳細に関しては、経済産業省資源エネルギー庁の下記ウェブサイトを参照してください。

【参考】省エネ法の改正（令和4年度）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/

1. 事業内容及び公募対象

個別課題推進スキームのみ



(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査（一部、【重点】の内容を含む）

技術開発フェーズは下記条件の範囲で組み合わせることが可能です。なお、採択に当たり、提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。

- ① FS 調査フェーズは、組み合わせ不可です。
- ② インキュベーション研究開発フェーズは実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ又はその両方と組み合わせることが必須です。
- ③ 実用化開発フェーズ、実証開発フェーズは、単独フェーズの場合は2年以上の事業期間である必要がありますが、他のフェーズと組み合わせる場合は事業期間1年での申請が可能です。
- ④ 重点課題推進スキームで5年以下の事業の場合はフェーズⅠ、5年を超える事業の場合はフェーズⅠとフェーズⅡを設定します。

応募タイプは下記8タイプから選択ください。

タイプS:「FS 調査フェーズ」

タイプA:「インキュベーション研究開発フェーズ」＋「実用化開発フェーズ」
＋「実証開発フェーズ」

タイプB:「インキュベーション研究開発フェーズ」＋「実用化開発フェーズ」

タイプC:「インキュベーション研究開発フェーズ」＋「実証開発フェーズ」

タイプD:「実用化開発フェーズ」＋「実証開発フェーズ」

タイプE:「実用化開発フェーズ」

タイプF:「実証開発フェーズ」

タイプT:「重点課題推進スキーム」

応募タイプの組み合わせ例、および事業期間中の審査を以下の図に示します。



→ ステージゲート審査委員会 ★ 中間評価委員会 ☆ 技術委員会

本事業では、フェーズ間の「ステージゲート審査委員会」、同一フェーズ3年以上の事業への「中間評価委員会」を行い、継続か非継続かについてNEDOが決定します。また事業の進捗状況等によっては、「技術評価委員会」を開催し、同様に継続か非継続かについてNEDOが決定します。なお、継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

重点課題推進スキームではさらに、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではございません。（詳細は「【別紙】2. 事業運営及び実施に係る各種手続き」参照）

■ FS 調査

他フェーズとの組み合わせ不可

■ インキュベーション研究開発

他のフェーズとの組み合わせが必須

■ 実用化開発・実証開発

「実用化開発」及び「実証開発」フェーズは、単独の場合、事業期間2年以上が必要。他フェーズと組み合わせる場合、事業期間1年での申請が可能

■ フェーズを組み合わせた場合

現フェーズ終了前に「ステージゲート審査」を実施

■ 同一フェーズ3年以上の場合

3年又は4年事業は2年目終了前に、5年の事業は3年目終了前に「中間評価」を実施

1. 事業内容及び公募対象



(5) 対象となる「重要技術」

(5) 対象となる「重要技術」

応募対象となるのは、原則、経済産業省及びNEDOが策定した「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における「重要技術」で掲げられた技術開発テーマです。この「重要技術」一覧を「[＜添付資料2＞](#)」に示します。

なお、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合は、「[3. 省エネルギー効果量算定の事前提出](#)」に記載の必要事項を記入の上、同期限までに提出してください。応募の可否をNEDOにて総合的に判断します。



「重要技術」に該当しない技術に関する提案

- ・「3. 省エネルギー効果量算定の事前提出」に必要事項を記入し、期日までにNEDOに提出
⇒ 応募の可否をNEDOで総合的に判断

「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における本文、ロードマップ、技術シートの詳細については、下記のウェブページ掲載資料を参照してください。

【参考】省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略

https://www.nedo.go.jp/library/energy_conserv_tech_strat.html

1. 事業内容及び公募対象

(6) 省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術

(6) 【個別】省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術

個別課題推進スキームでは、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の本文に定めた「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」として、「家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術」、「熱の有効利用による省エネルギー技術」、「データ処理の高効率化関連技術」、「自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術」、「AI/IoT 等のデジタル化技術の利活用」を、「(5) 対象となる「重要技術」」の中でも重点的に採択します。

「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における本文、ロードマップ、技術シートの詳細については、下記のウェブページ掲載資料を参照してください。

【参考】省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略

https://www.nedo.go.jp/library/energy_conserv_tech_strat.html

また、「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」と「重要技術」の関係は、公募ウェブサイトの公募説明会資料及び提案書ファイル B の欄外をご参照ください。

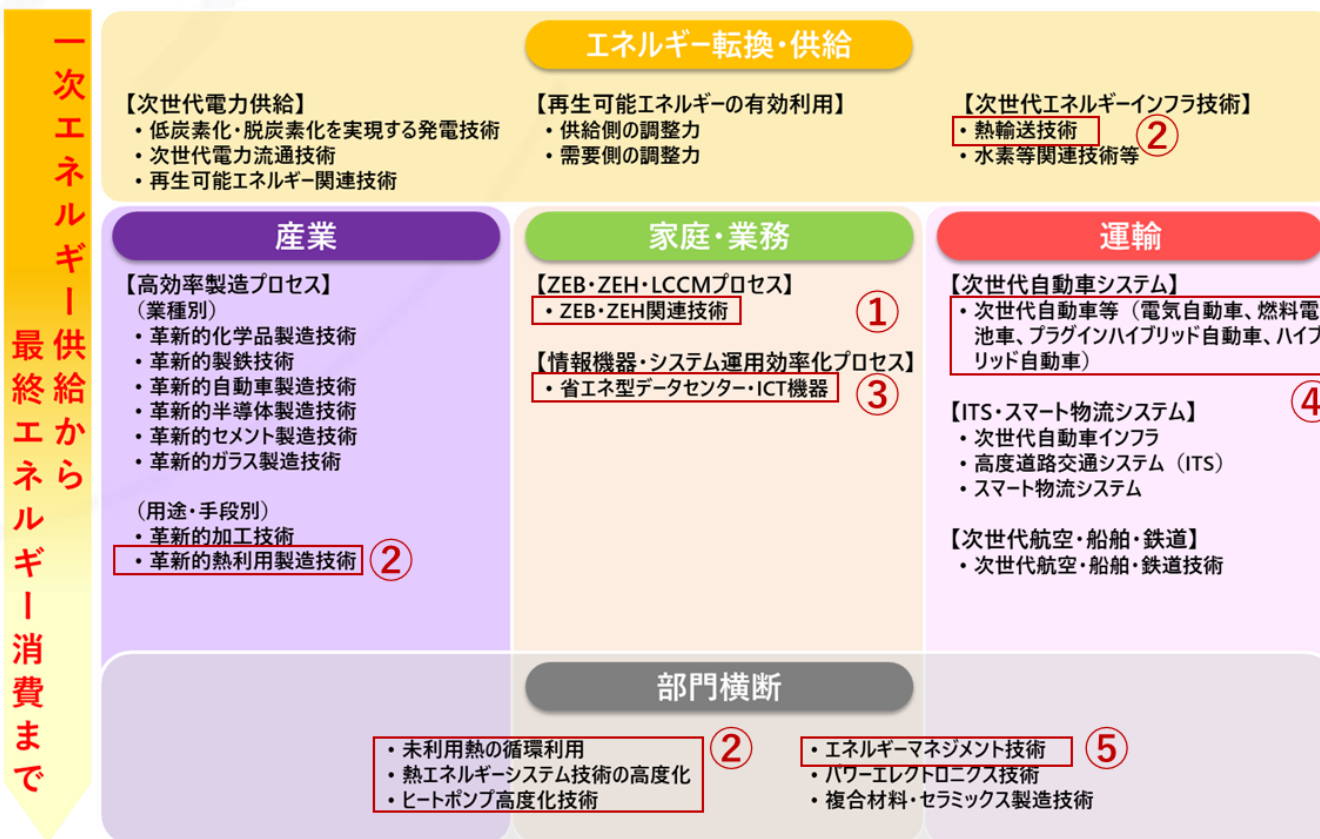
「重要技術」の内、以下に該当する提案は、重点的に採択する

- 家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術
- 熱の有効利用による省エネルギー技術
- データ処理の高効率化関連技術
- 自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術
- AI/IoT 等のデジタル化技術の利活用

※「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」と「重要技術」の関係については、次頁で参照

重点的に採択する5つの技術

- 家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術 : 下図 ① (内、**高効率給湯器に資する技術**)
- 熱の有効利用による省エネルギー技術 : 下図 ②
- データ処理の高効率化関連技術 : 下図 ③
- 自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術 : 下図 ④
- AI/IoT 等のデジタル化技術の利活用 : 下図 ⑤ (内、**工場等の生産現場の効率向上に資する技術**)



(8) 対象となる省エネルギー効果量

(8) 対象となる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040 年度時点で 10 万 kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。

ただし、個別課題推進スキームでは、省エネルギーに有効な技術開発を広く募集する観点から、省エネルギー効果量が 10 万 kL/年に満たない場合でも提案は可能とします。この場合に、実用化開発フェーズ・実証開発フェーズの場合には、費用対効果（技術開発費に対する 2040 年度時点の省エネルギー効果量）を勘案して採否を判断します。（「[\(9\) 省エネルギー効果量が 10 万 kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方](#)」参照）

また、2040 年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から 3 年後の時点での省エネルギー効果量も提案書に記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は「[＜添付資料 1＞省エネルギー効果量の算出方法](#)」を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

以下の省エネ効果量を記載

- ・**2040年度時点**
- ・**販売開始から3年後時点**

個別課題推進スキーム

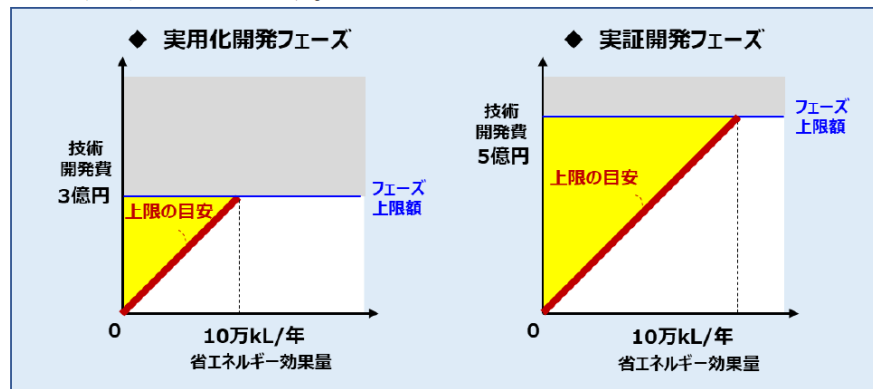
省エネルギー効果量が**10万kL/年未満**の場合でも提案可能
(次ページ参照)

1. 事業内容及び公募対象

(9) 省エネルギー効果量が10 万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方

(9) 【個別】省エネルギー効果量が 10 万 kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方（実用化開発フェーズ・実証開発フェーズ）

実用化開発フェーズ、実証開発フェーズにおいて、提案技術の 2040 年度時点の省エネルギー効果量を X 万 kL/年とする場合、各フェーズの上限額に X/10 を乗じた金額を、1 年あたりの技術開発費上限の目安とし、いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合、費用対効果を踏まえた上で総合的に採否を判断します。この内容を図示すると、それぞれ下の図のとおりです。



なお、費用対効果に関して不明な点がある場合は、事前に NEDO にご相談ください。

- ✓ いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合(上図黄色部)、費用対効果(技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量)を踏まえた上で総合的に採否を判断する。
- ✓ 費用対効果に関してご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

※ 実用化開発フェーズ、 実証開発フェーズのみに適用

2040年度時点の省エネ効果量を X 万kL/年とする場合

⇒ 各フェーズの上限額にX/10を
乗じた金額を、1年あたりの
技術開発費上限の目安
(左図赤線)

例)

実用化開発で、省エネ効果量が
5万kL/年の場合

⇒ 技術開発費上限：1.5億円/年

(3) 実施体制

(3) 実施体制（一部、【重点】の要件を含む）

- ① 全てのフェーズにおいて、企業が助成先に含まれている必要があります。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。（※）
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。
- ⑥ 【重点】事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画する必要があります。
- ⑦ 【重点】開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。

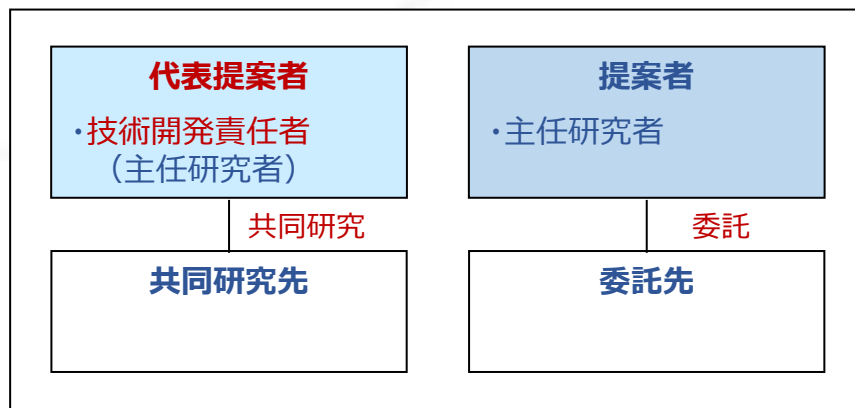
■ 1名の
技術開発責任者(FS調査責任者)
を選出

■ 技術開発責任者は、主任研究者
候補(委託先、共同研究先は除く)
から選出

■ 学術機関等から民間企業への
委託・共同研究は**原則不可**

■ 実施体制が大学等のみで構成され
る提案は**原則不可**

例：連名提案の場合



2. 応募要件・実施要件等

(3) 実施体制

※主任研究者、技術開発責任者、委託、共同研究



※主任研究者、技術開発責任者、委託、共同研究

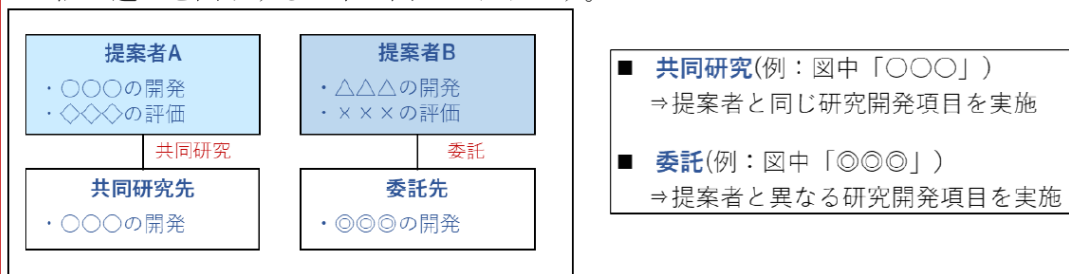
＜主任研究者、技術開発責任者及び代表提案者＞

- ・主任研究者：助成事業の遂行を管理し、所属法人に関する各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者です。
- ・技術開発責任者：定義は上記の通りです。なお、技術開発責任者が所属する法人を「代表提案者」と呼称します。

＜委託・共同研究の違い及び要件＞

- ・委託：提案者と異なる研究開発項目を実施することです。
助成事業者（提案者）と委託先になる企業・大学等との間で今回技術開発の一部について委託契約等を結んでいる、又は将来そのような契約等を結ぶ必要があります。
- ・共同研究：提案者と同じ研究開発項目を実施することです。
助成事業者（提案者）と共同研究先になる企業・大学等との間で今回技術開発の一部について共同研究又は研究協力等の契約を結んでいる、又は将来そのような契約等を結ぶ必要があります。

上記の違いを図示すると下の図のとおりです。



■ 主任研究者
助成事業の遂行を管理

■ 技術開発責任者
定義は主任研究者の通り
技術開発責任者が所属する法人
を「代表提案者」と呼称

■ 委託
提案者と異なる研究開発項目を実施

■ 共同研究
提案者と同じ研究開発項目を実施

(4) 助成対象費用

(4) 助成対象費用

- ① 助成の対象となる費用は、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」第 6 条に示すとおりです。概略を以下の表に示します。

費目	細目
I. 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費
II. 労務費	1. 研究員費 2. 補助員費
III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費
IV. 委託費・共同研究費	1. 委託先・共同研究先費 2. 学術機関等に対する共同研究費

- ② 消費税は助成対象外です。

- ③ 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。

(後略)

■ 助成の対象となる費用は、**当該事業の研究開発に直接関わる経費**とする

I. 機械装置等費

II. 労務費

III. その他経費

IV. 委託費・共同研究費

■ **消費税は助成対象外**

■ **研究員費（労務費）は、原則健保等級により算定**

2. 応募要件・実施要件等

(4) 助成対象費用

委託研究費・共同研究費について

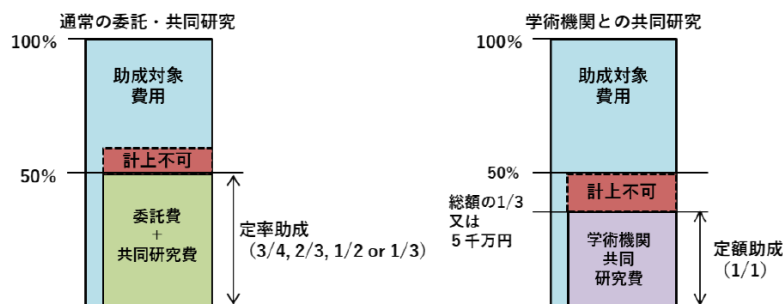


(4) 助成対象費用

(中略)

- ④ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費（助成対象費用）の50%未満とすることが必要です。（※）
- ⑤ 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成します。（※）
- ⑥ 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※上記④、⑤項の内容を図示すると、それぞれ下記左図、右図のとおりです。



「定額助成」とは当該経費に助成率を乗じないで助成することです（NEDOがこの共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず100%負担します）。助成事業者毎の年間技術開発費の1/3又は5千万円のいずれか低い額が上限となります。定額助成の対象となる学術機関等に対する共同研究費の総額は、この上限を超過できません。「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。

■ 委託・共同研究費は、助成事業者ごとの
年間技術開発費の50%未満

■ 共同研究先が学術機関等の場合、
費用はNEDOが100%助成

※上限あり：「助成事業者ごとの年間
技術開発費の1/3」、又は「5,000万
円」のいずれか低い額

■ 提案者と委託・共同研究先間の契約に
おいて、費用は提案者が全額負担（消
費税込）する契約とすること

3. 省エネルギー効果量算定の事前提出



(1) 提出期限及び提出方法

3. 省エネルギー効果量算定の事前提出

(1) 提出期限及び提出方法

省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、事前提出の上、NEDOの確認を受ける必要があります。「[3.省エネルギー効果量算定の事前提出\(2\)提出書類](#)」を参照の上、必要事項を記入し、期限までに事前提出フォームにてアップロードしてください。NEDOの確認後、E-mail アドレスに確認結果を送ります。なお、NEDO 確認後も、省エネルギー効果量及び記載情報の変更は可能です。

また、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合の事前確認も、合わせて本提出にて行います。「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合は、下記入力項目⑥でその旨記載ください。応募の可否を NEDO にて総合的に判断します。

【事前提出期限】2025 年 3 月 6 日（木）正午アップロード完了

※提案書提出期限の 1 週間前

【提出先】事前提出フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/shouene2025_zizen

【提出方法】

提出先の事前提出フォームに以下の①～⑥を入力し、⑦をアップロードしてください。アップロードファイル名は、20 字以内を目安としてください。⑦でアップロードするファイルは一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル (PDF、zip 等) にはパスワードは付けないでください。

■入力項目

①提案テーマ名

②代表提案者 法人名称

③代表提案者 連絡担当者 氏名

④代表提案者 連絡担当者 E-mail アドレス

⑤代表提案者 連絡担当者 電話番号

⑥重要技術に該当する技術の提案か

⑦提出書類（「[3.省エネルギー効果量算定の事前提出\(2\)提出書類](#)」をアップロード）

※代表提案者の定義は「[2. 応募要件・実施要件等\(3\)実施体制](#)」参照。

■ 省エネ効果量の事前提出 **必須**

「3.省エネルギー効果量算定の事前提出-(2)提出書類」（次ページ参照）を記入の上、**事前提出フォームからアップロード**

※通常2～3日以内にNEDOよりフィードバックします

※**計算方法は公募要領<添付資料1>を参照ください**

※NEDO確認後も省エネ効果量、記載情報の変更可能です

<提出期限>

2025年3月6日(木) 正午

事前提出フォームに①～⑥を入力

⑦提出書類をzipファイルにてアップロード

※提出後、画面に**受付番号**が表示されるので控えておく

3. 省エネルギー効果量算定の事前提出



(2) 提出書類

3. 省エネルギー効果量算定の事前提出

(1) 提出期限及び提出方法

(中略)

(2) 提出書類

以下を記入した提案書ファイル A を PDF 形式、提案書ファイル B を excel 形式で提出してください。なお、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合の事前確認も、合わせて本提出にて行います。

なお、NEDO の確認対象は省エネルギー効果量計算フォーマットに限ります。それ以外の情報につきましては前提情報として参照しますが、フィードバック等はありません。

提出書類	記入項目	フォーマット	提出形式
様式 1. 提案書 本文	・ 要旨 ・ 省エネルギー効果量 (【個別】は 1-7 項、 【重点】は 1-8 項)	提案書ファイル A (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF
基本情報	・ 基本情報入力シート (シート「基本情報」)*以下情報(31 行目まで)のみ - 応募タイプ - 提案テーマ名 - 技術開発責任者 - 重要技術 - 技術開発期間 - 提案者法人名 ・ 省エネルギー効果量計算フォーマット (シート「(参考) 省エネ効果量」)	提案書ファイル B (ウェブサイトよりダウンロード)	excel

【留意事項】

※事前提出時点の情報で構いません。提案書提出時の変更も可とします。
※上記以外の情報を記入してあっても問題ありません。(NEDO の方で参照する場合がありますが、確認・フィードバックは行いません。)

■ 提出書類は2種類

提案書ファイルA(PDF形式ファイル)、提案書ファイルB(excel形式)を事前提出フォームからアップロード

※確認対象は省エネルギー効果量計算フォーマットのみ

■ 様式 1. 提案書本文 (提案書ファイルA)

- ・ 要旨
- ・ 省エネルギー効果量
※【個別】は1-7項、【重点】は1-8項

■ 基本情報 (提案書ファイルB)

- ・ 基本情報シート (シート「基本情報」)
※31行目まで
- ・ 省エネルギー効果量計算フォーマット
(シート「(参考) 省エネ効果量」)

※事前確認の提出時点から提案書提出までに、NEDOのフィードバックを含め、内容を修正することは可能です

4. 応募方法



(1) 提出期限及び提出方法

4. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに提出資料のアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2025 年 3 月 13 日（木）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、本プログラムの公募ウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】 ウェブ入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/shouene2025>

【提出方法】

提出先のウェブ入力フォームに以下の①～⑦を入力し、⑧をアップロードしてください。アップロードファイル名は、20 字以内を目安としてください。⑧でアップロードするファイルは提出書類毎（PDF 形式等）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案テーマ名
 - ②代表提案者 法人番号（13 桁）
 - ③代表提案者 e-Rad における所属研究機関コード（10 桁）
 - ④代表提案者 名称
 - ⑤代表提案者 連絡担当者 氏名
 - ⑥代表提案者 連絡担当者 E-mail アドレス
 - ⑦代表提案者 連絡担当者 電話番号
 - ⑧提出書類（「4.応募方法（3）提出書類」をアップロード）
- ※代表提案者の定義は「2. 応募要件・実施要件等（3）実施体制」参照。

<提出期限>

2025年3月13日(木) 正午

・ NEDOの『ウェブ入力フォーム』からアップロード

※期限までに受理されなければ、いかなる理由があろうとも無効となる

ウェブ入力フォームに①～⑦を入力

⑧提出書類をzipファイルにてアップロード

※提出後、画面に受付番号が表示されるので控えておく

4. 応募方法

(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録手続き



(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録手続き

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム (e-Rad) へ応募内容提案書を申請する必要があります。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。この場合、その他の提案者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。その他、入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

e-Rad ポータルサイト上で応募情報を入力の上、「応募内容提案書」の PDF ファイルをダウンロードしてください。本ファイルが NEDO への提出書類として必要になります。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

■ 提案書ファイルの提出前に、 e-Radへの登録・申請が必要。

※所属研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合があります。

注1：

e-Radは、別途手続きが必要です。

「NEDO 事業への応募の際のe-Rad の手続きについて」のリンクから情報をご確認ください。

■ 「応募内容提案書」は提出書類として必要。

※e-Rad ポータルサイトから「応募内容提案書」のPDF をダウンロードしてください。

注2(再掲)：

応募書類の提出先はNEDO「ウェブ入力フォーム」です。

※提出先は、e-Radではありません

4. 応募方法

(3) 提出書類



(3) 提出書類			
以下の提出書類を提出してください。各様式は本プログラムの公募ウェブサイトよりダウンロードしてください。			
提出書類	必須/任意	フォーマット	提出形式
様式1. 提案書本文	必須	提案書ファイル A (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF
基本情報	必須	提案書ファイル B (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF 及び excel
様式1 別紙. 技術開発責任者、主任研究者等	必須		
様式2. 提案書要約版	必須		
様式3. 主任研究者 研究経歴書	必須		
様式4. その他の研究費の応募・受入状況	必須		
様式5. 利害関係の確認について	必須		
様式6. 事業成果の広報活動について	必須		
様式7. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料	加点・任意 (該当者のみ)	-	PDF 等
様式8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	加点・任意 (該当者のみ)		
省エネ法定定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス (経済産業省から送付された登録完了メールの写し)	加点・任意 (該当者のみ)	-	PDF 等
J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業であることに関するエビデンス	加点・任意 (該当者のみ)	J-Startup ウェブサイト等よりスクリーンショット	PDF 等
e-Rad 応募内容提案書	必須	e-Rad ウェブサイトに作成後ダウンロード	PDF
会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)	必須	各社フォーマット	PDF 等
直近の事業報告書 (※1)	必須	各社フォーマット	
直近3年分の財務諸表 (原則、円単位: 貸借対照表、損益計算書 (製造原価報告書 (※1)、販売費及び一般管理費明細書を含む)、株主 (社員) 資本等変動計算書 (※1.2))	必須	各社フォーマット	
当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料	必須 (該当者のみ)	各社フォーマット	
チェック済の応募書類等提出時チェックシート	必須	指定フォーマット (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF
【留意事項】			
※1 作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを提出してください。			
※2 会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。			

■ **NEDOの定めた様式を使用し、日本語で作成**

■ **提出ファイルは提出書類毎(PDF 形式等)に作成**

- ・様式1(提案書本文) : wordで作成し、PDF化
- ・基本情報、様式1別紙、様式2～8 : excelで作成し、PDF化。 ※excelも提出すること。

※ **一つのzipファイルにまとめて、アップロード**

4. 応募方法

(4) 提案書類の作成

① 提案書本文

(4) 提案書類の作成

① 提案書本文（様式1）

・必ず下記に示す所定のページ以内で記載してください。指定ページ超過分は審査の対象としません。

スキーム	フェーズ	ページ枚数
個別課題推進 スキーム	FS 調査フェーズ	10 ページ以内
	インキュベーション研究開発フェーズ、 実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ	16 ページ以内
重点課題推進 スキーム	フェーズⅠ、フェーズⅡ	26 ページ以内

- ・必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ・ページ番号を下中央に印字してください。

提案書本文ページ数

- ・ 応募タイプS（FS調査）は
10ページ以内
- ・ それ以外は**16ページ以内**

※ ページ超過分は審査の対象には
なりません。

(4) 提案書類の作成

④ その他の研究費の応募・受入状況（様式4）

- ④ その他の研究費の応募・受入状況（様式4）
- ・実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（※）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。
※国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。
 - ・研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を記入してください。
 - ・既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。ただし、この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- 実施体制内のすべての法人ごとに、**主任研究者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の研究費状況を記載してください。**
- **他機関における役職**について記載してください。

⑤ 利害関係の確認について（様式5）

- ⑤ 利害関係の確認について（様式5）
- ・「提案者名」、「提案テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。（※）
 - ・技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者とお考えになる方がいらっしゃる場合も記載してください。

※ 利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

（後略）

公正な採択審査の徹底

- ・採択審査委員の選定段階で、**提案者の利害関係者を排除。**

※利害関係者に限らず、採択審査委員には、提案情報を**審査以外の目的で利用することを禁じております。**

(4) 提案書類の作成

⑦（該当者のみ）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式7）

⑦（該当者のみ）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式7）

従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式7による表明書をご提出ください。

- ・ 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点します。（事業開始までに公表されている必要があります。）
- ・ 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- ・ 複数提案者による提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみになります。
- ・ 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社ウェブページ等）いただきます。

代表提案者(代表法人)について賃金引上げ計画がある場合、審査時に加点措置**を行います。**
加点を希望する場合は、様式7による表明書をご提出ください。

(4) 提案書類の作成

⑧ (該当者のみ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (様式8)

- ⑧ (該当者のみ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (様式8)
提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。
※詳細は様式8の欄外を参照

(24年度公募より追加)

- 実施体制の提案法人について、以下のワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定状況を記載ください。
加点を希望する場合は、様式8を提出ください。
- ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん)
- ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)

⑨ (該当者のみ) 省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス

- ⑨ (該当者のみ) 省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス
省エネ法に定められている定期報告書の任意開示制度への参画を宣言している企業等の提案については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、経済産業省から送付された登録完了メールの写しをご提出ください。

(23年度追加公募より追加)

改正省エネ法の任意開示制度への参画宣言をしている場合、審査時に**加点措置**を行います。
加点を希望する場合は、経済産業省から送付された**登録完了メールの写し**をご提出ください。

(4) 提案書類の作成

⑩ (該当者のみ) J-Startup、J-Startup 地域版に 選定された企業であることに関するエビデンス

⑩ (該当者のみ) J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業であることに関するエビデンス

J-Startup、J-Startup 地域版に選定されている企業については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、下記ページ等から提案者に関する画面のスクリーンショットを撮り、ご提出ください。

【参考】J-Startup 事務局ポータルサイト

<https://www.j-startup.go.jp/>

(本公募より追加)

J-Startup、J-Startup 地域版に選定されている企業については、**加点措置**を行います。

加点を希望する提案者は、下記ページ等から提案者に関する画面のスクリーンショットを撮り、ご提出ください。

(5) 提出にあたっての留意事項

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・様式不備による提案無効を防ぐため、提出前に必ず『応募書類等提出時チェックシート（2025年度公募版）』を用いて確認してください。
- ・「2. 応募要件・実施要件等」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・期限までにアップロードされなかった提案書は、いかなる理由があろうとも無効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・再提出は原則受け付けません。万が一、提出した書類について差し替えが必要になった場合は、問い合わせ先のメールアドレスまで差し替え後のファイルを送付してください。
- ・同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**提出前に必ず『応募書類等
提出時チェックシート（2025
年度公募版）』にて確認する
こと。
（次ページで説明）**

**応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正すること。
※期限以降は修正不可。**

応募書類等提出時チェックシート補足説明

[illegible]

大きく分けて資料作成のマイルストーンは4回

■ 分類①(水色)No.1~4 e-rad申請

※所属研究機関の登録手続きには2週間以上かかる場合
があるので、下記期日を目安に対応すること。

例：提出期限の2週間+α前の2/25(火)など

■ 分類②(黄色)No.5~6
省工効果事前提出(3/6)

※NEDOと調整しながら提出期限までに仕上げる。

■ 分類③～⑨(緑色)No.7～34

提案書ファイルA(word),B(excel)を記入

例：提出期限 2～3 日前の3/10(月)など

■ 分類⑩~⑪(赤色)No.35~63

体裁を整えた上で様式毎のPDFファイルを出力

※提出期限：3/13(木)正午まで

5. 採択先の選定



(1) 審査の方法

5. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO から提案書ファイル B 基本情報に記載いただいた連絡先へ電子メールにて連絡します。なお、プレゼンテーション資料は指定の様式（「2025 年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談などをお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

<審査について>

- **FS調査（応募タイプS）以外のすべての応募タイプで、プレゼンテーション審査を行う場合があります。**

応募資料と合わせ、**プレゼンテーション資料を予めご準備ください。**

- プレゼンテーション審査の詳細は、NEDO事務局より別途ご連絡します。

5. 採択先の選定

(2) 審査基準



(2) 審査基準

① 採択審査の基準

以下に、採択審査におけるスキーム・フェーズ毎の審査基準を記載します。

なお、全スキーム・フェーズ共通部分として、以下の要素で加点を行います。

- ・賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
- ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。
- ・省エネ法定定期報告情報の開示制度への参画を宣言している企業等に対して加点します。
- ・中堅・中小・ベンチャー企業又は J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業が直接助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

※中堅・中小・ベンチャー企業の定義は「[<添付資料 4>企業種別の定義](#)」参照

- ・【個別】「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案に対して加点します。

**該当フェーズの審査基準(次ページ参照)
を満たすように提案書を作成ください。**

全スキーム・フェーズ共通部分として、**以下の要素で加点**を行います。

- ・賃上げを実施することを表明した企業等
- ・女性活躍推進法に基づく認定企業
/ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業
/ 若者雇用促進法に基づく認定企業
- ・省エネ法定定期報告情報の開示制度への参画を宣言している企業等
- ・中堅・中小・ベンチャー企業又は J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業が直接助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合
- ・「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案

5. 採択先の選定

(2) 審査基準

採択審査におけるスキーム・フェーズ毎の審査基準

● 表形式で記載

<重点課題推進スキーム…フェーズⅠ、フェーズⅡ>		
審査内容	審査項目	審査の観点 (例)
(1) 要件審査	助成事業者としての適格性	- 対象事業者 (2. 応募要件・実施要件等) にあてはまること。 - 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること。 - 助成事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有すること。
	提案に係る妥当性	- 提案の内容が本事業の目的等に合致していること。 - 提案の内容が重要技術に該当していること。該当しない場合、事前に NEDO に相談を実施の上、許可を得ていること。
(2) 提案内容 (技術) 審査	省エネルギー効果量	省エネルギー化につながる有望な提案であるか。
	技術の独自性、優位性、革新性 (※)	- 調査対象技術に独自性があるか。 - 調査対象技術に優位性があるか。また競合技術の比較等の根拠が示されているか。 - 調査対象技術に革新性があるか。
	目標値の妥当性	- 具体的な調査項目・内容・目標・調査方法・進め方が記載されているか。 - FS調査終了後、応募する場合の具体的な技術開発項目・内容・目標が記載されているか。FS調査終了後に本プログラムで実施予定の具体的な技術開発項目・内容・目標
(3) 提案内容 (事業化等) 審査	調査体制の妥当性	- 期間内で調査に関する成果等をあげることが出来る体制や、人員配置となっているか。 - 提案者の分担が明確になっているか。 - 調査責任者はこれまでの経歴や実績から見て適切か。
	開発体制の妥当性	- 各フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。 - 経済性やコスト試算、成果物の「目標とすべき価格」が妥当で、普及までの環境 (標準化、規制、知財、顧客) が整備され、社内承認を得たものか。 - 技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることが出来る体制や、人員配置となっているか。 - 技術開発責任者は十分な経歴や実績を有するか。 - 一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。
	経済的波及効果等	- 事業化により高い新規市場創出効果が見込まれるか。 - 国内だけでなく、海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。

<個別課題推進スキーム
…FS調査フェーズ>

<個別課題推進スキーム
…インキュベーション研究開発フェーズ、
実用化開発フェーズ、
実証開発フェーズ>

<重点課題推進スキーム
…フェーズⅠ、フェーズⅡ>

5. 採択先の選定

(2) 審査基準

※独自性・優位性・革新性の定義



※独自性・優位性・革新性の定義は以下参照

- ・「独自性」とは、独自の技術・ノウハウを持っていることを指します。
- ・「優位性」とは、国内外の競合技術又は競合他社に対して優れていることを指します。
- ・「革新性」とは、下記 (a) ~ (e) のいずれかの方法を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できることを指します。
 - (a) 新たな原理の活用、既存技術の新分野での活用
 - (b) 新たな製造プロセスの創出
 - (c) 確立した要素技術を活用した新たなシステムの創出
 - (d) 新たな制御技術・アルゴリズムの創出
 - (e) 上記以外を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できる方法

審査基準の中で重要な項目

- **独自性**
独自の技術・ノウハウを持っていること
- **優位性**
国内外の競合技術又は競合他社に対して優れていること
- **革新性**
飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できること
※下記(a)~(e)いずれかの方法を通じて
 - (a) 新たな原理の活用、既存技術の新分野での活用
 - (b) 新たな製造プロセスの創出
 - (c) 確立した要素技術を活用した新たなシステムの創出
 - (d) 新たな制御技術・アルゴリズムの創出
 - (e) 上記以外を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できる方法

(3) 採択先の公表及び通知

(3) 採択先の公表及び通知

- ① 採択結果の公表等
採択した案件に関しては、事業者名、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。
- ② 採択審査委員の氏名の公表
採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。
- ③ 附帯条件
採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。
- ④ ニュースリリース
必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

- 採択されたテーマの概要については、原則公開します。
- 公開資料の作成については、NEDO事務局より別途ご依頼します。

- 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。
- 採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前にご相談ください。

(4) 選定スケジュール

(4) 選定スケジュール

2025 年 3 月 6 日正午 : 省エネルギー効果量の事前提出 (必須) 締切

2025 年 3 月 13 日正午 : 公募締切

2025 年 4 月中旬 (予定) : 採択審査委員会 (外部有識者による審査)

2025 年 5 月上旬 (予定) : 契約・助成審査委員会

2025 年 5 月下旬 (予定) : 採択先決定及び結果通知

2025 年 5 月下旬 (予定) : ウェブサイトに公表

2025 年 6 月下旬 (予定) : 交付決定・事業開始

**締め切りが2つあります。
ご注意ください。**

7. 問い合わせ先

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、3月5日（水）正午までに限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。

NEDO フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

E-mail : shouene@nedo.go.jp

また、e-Rad の操作方法については、下記ウェブサイト、e-Rad ポータルサイトをご一読の上、ご不明点はウェブサイト記載の e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

【参考】NEDO 事業への応募の際の e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

お問合せは、**3月5日(水) 午前**までです。

問い合わせは**電子メールのみ**で受け付けます。(日本語のみ、電話・FAX不可)

※希望者にはメールで調整の上、面談可能。

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(％))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(後略)

「不合理な重複」、又は 「過度の集中」が認められる場合

- 採択を行わないことがある
- また採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがある

(2) 採択後の各種事務手続き

②助成金の交付申請及び交付決定

②助成金の交付申請及び交付決定

(a) 交付申請書の提出

採択が決定された場合には、速やかに交付申請書を提出してください。なお、採択決定に当たって条件が付された場合には、その条件に同意していただく必要があります。

(b) 交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づく NEDO 助成額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

- 採択後、**交付申請書**を提出。
- 採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更することは、特別な理由がある場合を除き不可。**
- 提案時の技術開発費について、**年度毎の総額を超えた申請は不可。**

⑤終了時評価の実施

⑤終了時評価の実施

助成事業完了後に終了時評価を行いますのでご協力ください。

- テーマ終了後に**終了時評価**を実施いたします。

(5) 追跡調査・評価

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【参考】 追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

なお、本事業では原則毎年度のご協力をお願いしております。

■ 開発成果について、**追跡調査**がございますので、ご協力をお願いします。

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT 出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】 特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の可否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(2024年度公募から追加)

＜特許出願の非公開制度＞

公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれのある技術情報は、**原則NEDOに提示しないでください。**

※上記は**公募の提出書類にも適用**されますので、十分にご注意ください。

※**提案書ファイルA（5-3.提案書提出に際しての合意）に署名**すること。

<添付資料 1>省エネルギー効果量の算出方法

<添付資料 1>省エネルギー効果量の算出方法

必要な省エネルギー効果量は、下記の 2 つの指標に基づいて計算してください。

$$2040 \text{ 年度時点の省エネルギー効果量} = \text{指標 A} \times \text{指標 B}$$

指標 A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物 1 つ当たりのエネルギー削減量です。

指標 B：2040 年度時点の市場導入（普及）量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。
また事業化シナリオで想定しているユーザーの数（販売等に係る見込み）などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

ただし、単位当たりのエネルギー削減量と市場導入量が算出困難な場合は、エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量により効果量を算出することも可能とします。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- 省エネルギー効果量は、必ず原油に換算（単位は kL/年）して表記してください。
この場合、発熱量 1 MJ を原油 2.58×10^{-5} kL（※）としてください。
※発熱量 1 ギガジュールを原油 0.0258 キロリットルとして換算すること（省エネ法施行規則第 4 条）による。
- 計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、（別表 1）エネルギー源別発熱量一覧表を使用してください。ただし、記載のないものについては、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表（※）のうち標準発熱量（総発熱量）を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量（8.562 MJ/kWh）を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量（8.64 MJ/kWh）を使用してください。
※https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html
- 改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、本プログラムでは、エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外としますので、ご注意ください。
- 計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください（特に、「実用化開発」や「実証開発」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください）。
- 成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

●省エネルギー効果量計算フォーマット

- 書類の中に、省エネルギー効果量計算フォーマット（シート「（参考）省エネ効果量」）があります。そのフォーマットに基づいて、省エネルギー効果量を算定ください。

■ 指標 A：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物 1 つ当たりのエネルギー削減量

■ 指標 B：2040 年度時点の市場導入量

（市場ストック量）

※単位当たりエネルギー削減量と市場導入量が算出困難な場合は、**エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量**から効果量を算出することも可能

■ 原油換算：発熱量 1 MJ を原油 2.58×10^{-5} kL を使用。

■ 機器の消費電力を熱量換算する場合： 電力受電端発熱量 8.64 MJ/kWh を使用。

※計算に用いる数字は**客観的なデータを基に使用**してください。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。

省エネ効果量の事前提出が必須(再掲)。

※計算フォーマットをウェブフォームからアップロード。

<添付資料 3> 「助成事業」のポイント

<添付資料 3> 「助成事業」のポイント

項 目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDO がその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。「 別紙 2. 事業運営及び実施に係る各種手続き 」- (2) 採択後の各種事務手続き」、交付規程第 16 条及び事務処理マニュアル参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDO の承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDO の承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末に NEDO に報告、また資産標示票（NEDO のロゴシール）を貼付
NEDO の支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（「 別紙 2. 事業運営及び実施に係る各種手続き 」- (2) 採択後の各種事務手続き」参照。助成事業の完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズⅠ・フェーズⅡは 8 年間、実証開発フェーズは 7 年間）は納付、詳細は交付規程第 25 条及び事務処理マニュアルを参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズⅠ・フェーズⅡは 8 年間、実証開発フェーズは 7 年間）は提出、詳細は交付規程第 24 条及び事務処理マニュアルを参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
 - 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- [内容]
助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- 助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、**助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。**
- 期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする。
※ただし、**実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間。**

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 助成事業者は助成事業の**完了年度の翌年度以降5年**、当該助成事業に係る過去1年間の企業化状況について、**報告書を提出させるものとする。**
※ただし、**実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間。**
※別紙2.-(2)-⑥企業化状況報告書及び収益納付 参照。

< 添付資料4 > 企業種別の定義

< 添付資料 4 > 企業種別の定義

◆中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注）、かつ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものをいいます。

（注）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種（※1）	資本金基準（※2）	従業員基準（※3）
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合
2. 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注）が 2,000 人以下かつ資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（注）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（後略）

（ウ）「中堅企業」としての企業

- 常時使用する従業員の数が 2,000 人以下
- かつ
- 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満
- の企業（中小企業を除いたもの）

公募要領

重点課題推進スキーム

※個別課題推進スキームとの相違点のみ

1. 事業内容及び公募対象

(3) 技術開発フェーズ



②【重点】重点課題推進スキーム

<フェーズⅠ・Ⅱ>

対象：2050年を見据え、業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業者が相互に連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発が対象です。

技術開発費上限：10億円/件・年（NEDO助成費＋実施者負担分）

助成率：2/3（フェーズⅠ）、1/2（フェーズⅡ）以内

事業期間：10年以内（フェーズⅠ、Ⅱは各5年以内）

その他留意事項：

- ・5年を超える事業の場合は、フェーズⅠとフェーズⅡを設定し、フェーズⅠ終了時に「ステージゲート審査」を行い、継続の可否を決定します。（※）
- ・3年以上の事業の場合は、中間評価を行い継続の可否を決定します。（※）
- ・原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではございません。（※）

※詳細は「[【別紙】2. 事業運営及び実施に係る各種手続き](#)」参照。

<対象>

業界の共通課題及び**異業種に跨る課題**の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、**複数事業者が連携・協力して取り組むテーマ**に係る技術開発

■ 重点課題推進スキーム

5年以下の事業の場合は**フェーズⅠ**、5年を超える事業の場合は**フェーズⅠとフェーズⅡ**を設定

■ フェーズを組み合わせた場合

現フェーズ終了前に「**ステージゲート審査**」を実施。

■ 同一フェーズ3年以上の場合

3年又は4年事業は2年目終了前に、5年の事業は3年目終了前に「**中間評価**」を実施。

■ 事業の進捗状況の報告

重点課題推進スキームは原則毎年度末「**技術委員会**」にて事業の進捗状況を報告

1. 事業内容及び公募対象

(7) 技術開発課題



(7) 【重点】技術開発課題

重点課題推進スキームへの応募には、「(5) 対象となる「重要技術」」に加えて下記に示す「技術開発課題」に該当する必要があります。「技術開発課題」は、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における「重要技術」のうち、資源エネルギー庁及びNEDOが政策的に必要なもの（将来の革新的な省エネルギー技術開発として必要なものを含む）として設定しております。

2025 年度「技術開発課題」一覧（【重点】のみ対象）

	技術開発課題	具体例
A	電力需要の最適化・調整力に関する技術	柔軟性を確保した系統側/業務用・産業用高効率発電 電力の需給調整、次世代配電等
B	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給技術	高効率電気加熱、高効率空調、高効率給湯器等
C	ビッグデータやデジタル技術を活用した社会システムの省エネ技術	交通流制御システム、スマート物流システム等
D	IoT・AI 活用省エネ製造プロセス技術	工場内モニタリング・制御技術、デジタルツイン等
E	省エネ型データセンター技術	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクス技術	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術等
H	上記以外でもカーボンニュートラルに寄与する革新的な省エネ技術	—

本スキームの応募には
「重要技術」及び「技術開発課題」に該当する必要があります。

技術開発課題が
8 課題（課題番号A～H）に限定されています。

(8) 対象となる省エネルギー効果量

(8) 対象となる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。

ただし、個別課題推進スキームでは、省エネルギーに有効な技術開発を広く募集する観点から、省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合でも提案は可能とします。この場合に、実用化開発フェーズ・実証開発フェーズの場合には、費用対効果（技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量）を勘案して採否を判断します。（「(9) 省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方」参照）

また、2040年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から3年後の時点での省エネルギー効果量も提案書に記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は「[＜添付資料1＞省エネルギー効果量の算出方法](#)」を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

以下の省エネ効果量を記載。

- **2040年度時点**
- **販売開始から3年後時点**

※10万kL/年未満の提案は認めません。

(3) 実施体制

(3) 実施体制（一部、【重点】の要件を含む）

- ① 全てのフェーズにおいて、企業が助成先に含まれていることが必要です。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。（※）
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。
- ⑥ **【重点】**事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画することが必要です。
- ⑦ **【重点】**開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。

<実施体制の要件>

- 事業期間内に**2社以上の企業が助成先として参画**すること。
- 開発成果の**普及を促す取組を主導する組織・団体等を実施体制に含める**こと。

4. 応募方法

(4) 提案書類の作成



① 提案書本文（様式 1）

① 提案書本文（様式 1）

- 必ず下記に示す所定のページ数以内で記載してください。指定ページ数超過分は審査の対象としません。

スキーム	フェーズ	ページ数
個別課題推進スキーム	FS 調査フェーズ	10 ページ以内
	インキュベーション研究開発フェーズ、 実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ	16 ページ以内
重点課題推進スキーム	フェーズⅠ、フェーズⅡ	26 ページ以内

- 必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ページ番号を下中央に印字してください。

<提案書本文ページ数>

- 重点課題推進スキームは
26 ページ以内

<添付資料 3> 「助成事業」のポイント

<添付資料 3> 「助成事業」のポイント

項 目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDO がその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。「 別紙 2. 事業運営及び実施に係る各種手続き 」(2) 採択後の各種事務手続き」、交付規程第 16 条及び事務処理マニュアル参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDO の承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDO の承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末に NEDO に報告、また資産標示票（NEDO のロゴシール）を貼付
NEDO の支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（「 別紙 2. 事業運営及び実施に係る各種手続き 」(2) 採択後の各種事務手続き」参照。助成事業の完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズⅠ・フェーズⅡは 8 年間、実証開発フェーズは 7 年間）は納付、詳細は交付規程第 25 条及び事務処理マニュアルを参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズⅠ・フェーズⅡは 8 年間、実証開発フェーズは 7 年間）は提出、詳細は交付規程第 24 条及び事務処理マニュアルを参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
- 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
[内容]
助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- 助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、**助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。**
- 期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降 8 年間**とする。

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 助成事業者は助成事業の**完了年度の翌年度以降 8 年間**、当該助成事業に係る過去 1 年間の企業化状況について、**報告書を提出**させるものとする。
※別紙2.-(2)- ⑥企業化状況報告書及び収益納付 参照。